

大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（大分県過疎地域等政策支援員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が配置する「大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（以下、「推進員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 人口減少や高齢化等により高齢化集落が増加する中、複数の集落で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を進めるため、地域コミュニティ組織の設立や持続的な運営に向けた支援、市町村への支援・助言、県内の事例収集・共有などの取組を行うことを目的とする。

（業務内容）

第3条 推進員は、地域住民、事業者及び市町村等と連携し、次に掲げる業務を行う。なお、その業務については、過疎地域その他条件不利地域を有する市町村（※1）とし、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）（※2）の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域を有しない市町村（※3）の支援業務には従事しないものとする。

- （1）地域コミュニティ組織に関する市町村の方針策定等に対する支援
- （2）地域コミュニティ組織の設立・運営に対する支援（地域住民の会合等におけるファシリテーション、アンケート設計・実施・分析、地域計画の策定支援、関係機関や企業・団体とのコーディネート等）
- （3）県内の地域コミュニティ組織における優良事例の収集や共有に関する業務（地域コミュニティ組織へのヒアリング、事例集の作成、研修会・イベントの開催等）
- （4）第1号から第3号に付随する業務（委託業務に係る経理、進捗状況の報告等）

※1：別府市を除く17市町村

※2：旧大分市（令和9年3月31日まで）、大分市（令和9年4月1日から）、旧中津市、旧挾間町、旧湯布院町、日出町

※3：別府市

（委嘱）

第4条 推進員は、県が実施するネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業委託（以下、「事業委託」という。）の応募に係る参加資格要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表する。

（委嘱期間）

第5条 推進員の委嘱期間は、事業委託に係る契約書（以下、「契約書」という。）に定める履

行期間とする。

(委託料)

第6条 推進員の委託料については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。

(機密の保持)

第7条 推進員は、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 推進員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、契約書の定め に準じて処理する。

(解任)

第9条 知事は、推進員が次の各号の一に該当する場合は、推進員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障等のため、推進員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 推進員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 第1号から第3号の他、契約書の契約解除に関する条項に該当するとき

(県の役割)

第10条 推進員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) 推進員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村との調整
- (3) その他、推進員の円滑な活動に必要なこと

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。